

## 資料の弁償について

弁償資料は、以下の1～7に該当する資料です。

	状態
1	資料の紛失
2	資料の汚損・破損・水濡れ等
3	書き込み・落書き
4	噛み跡
5	異物の挟み込み等
6	(AV資料) ディスクの割れ・傷・ひび
7	(AV資料) 水没等再生が困難になりうる状態

※附属資料（型紙・地図・CDケース等）も対象となります。

※借りた時に上記の状態だった場合、図書館までご連絡ください。

## < 弁償時の注意点 >

○金銭での弁償は受け付けておりません。

○図書・雑誌・CD に関しては同一の品で弁償していただきます。

※以下に該当する場合は同一資料であっても受け取り拒否させていただきます。

①状態の悪い資料（上記1～7に該当する資料）

②他図書館・レンタルショップの印字・バーコード等が印刷されている資料

③同じ作品の大きさの異なる資料

○DVD は、図書館で購入しているものは館外貸出の許諾が付与されたものであるため、市販品での弁償はできません。（一部流通している金額より高額となっております）そのため、図書館で手続き後、後日お渡しする振込用紙にて振込をお願いします。

行田市立図書館